

別表1（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 奨励金支給の条件等
鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金運営事業	一般社団法人鳥取県経営者協会	補助事業を実施するために要する経費のうち、報酬、旅費、需用費、役務費	10分の10以内	—
離職者雇用奨励金事業	一般社団法人鳥取県経営者協会	育児等の理由により離職した女性を正社員として雇用了した企業への奨励金	10分の10以内	別表1-1に記載のとおり

別表1-1（奨励金支給の条件等）

対象者	以下の全てを満たす企業 (1) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日同定め）による登録を受けていること。 (2) 同一の対象労働者について、同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受けようとしていないこと。 (3) 次に掲げる理由により離職した女性を、正社員（短時間勤務正社員を含む。以下同じ。）として新たに3ヶ月以上雇用していること又は一旦非正規で雇用した後、正社員へ転換して3ヶ月以上経過していること。 ア 結婚、妊娠、出産、育児 イ 介護 ウ 配偶者の転勤に伴う転居、県内への移住 (4) 対象労働者が過去、企業等に3年以上、雇用保険被保険者として雇用されていたものであり、離職日から6ヶ月以上かつ10年以内に正社員として雇用されたものであること。 (5) 過去に本奨励金の交付を受けた者ではないこと。 (6) 県税の滞納がないこと。 (7) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。
支給額	300千円

別表2（第3条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 間接交付主体に交付する助成金等の条件等
環境整備支援助成金事業	一般社団法人鳥取県経営者協会	女性活躍推進のための職場環境整備を行う企業への助成金	10分の10	県内企業	2分の1	別表2-1に記載のとおり
女性活躍のための企	一般社団法人鳥取県経	女性活躍のための様々な取組を実施する	10分の10	県内企業	2分の1	別表2-2に記載のとおり

業支援補助金	営者協会	企業への補助金				
育児休業復帰支援補助金	一般社団法人鳥取県経営者協会	育児休業から復帰した女性の負担を軽減する取組を実施する企業への助成金	10分の10	県内企業	10分の10	別表2-3に記載のとおり

別表2-1 (間接交付主体に交付する助成金の条件等)

対象者	以下の全てを満たす企業 (1) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日同定め）による登録を受けていること。 (2) 県税の滞納がないこと。 (3) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。 (4) 過去に本助成金の交付を受けたことがないこと。
対象事業	以下のいずれかの事業 (1) 女性の職域を拡大するための環境整備に関する事業 (2) 女性の就業促進のための職場環境改善に関する事業 (3) その他女性の就労環境の向上に資する事業
対象経費	「対象事業」の実施に必要な改築工事費、設備工事費、設計管理費、備品購入費等
対象外経費	人件費、借り入れに伴う仕入れ利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、運用委託費、設備リース料、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用
補助率	対象経費の2分の1以内
助成金額上限	500千円
助成対象期間	毎年3月31日まで

別表2-2 (間接交付主体に交付する助成金の条件等)

対象者	以下の全てを満たす企業 (1) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日同定め）による登録を受けていること。 (2) 県税の滞納がないこと。 (3) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。 (4) 過去に本補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、女性活躍のための取組の実施が複数年にまたがる場合で、最初の年度の交付決定を受けた取組について2年度目及び3年度目の申請を行う場合を除く。
対象事業	鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱に定める自主宣言に記載した内容を達成するための取組であり、次のいずれかに該当する事業 (1) 女性の積極的採用に関する取組 (2) 女性の配置・育成・教育訓練に関する取組 (3) 繼続就業に関する取組

	(4) 長時間労働是正などの働き方の改革に向けた取組 (5) 女性の積極的登用・評価に関する取組 (6) 雇用形態や職種の転換に関する取組 (7) 女性の再雇用や中途採用に関する取組 (8) 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組 (9) その他女性の活躍に資する取組
対象経費	「対象事業」の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料等
対象外経費	人件費、借り入れに伴う仕入れ利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、運用委託費、設備リース料、備品購入費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用
補助率	対象経費の2分の1以内
助成金額上限	100千円
助成対象期間	毎年3月31日まで

別表2－3（間接交付主体に交付する助成金の条件等）

対象者	以下の全てを満たす企業 (1) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日同定め）による登録を受けていること。 (2) 県税の滞納がないこと。 (3) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。 (4) 過去に本助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、交付決定を受けた取組の実施時期が次年度に及ぶ場合において次年度に助成金の交付を受ける場合は、この限りでない。
対象事業	育児休業から復帰した女性の負担軽減を目的として、育児休業中の女性の代替要員として雇用した者について、女性が育児休業から復帰した後も引き続き雇用する事業
対象経費	育児休業中の女性の代替要員として雇用した者について、女性が育児休業から復帰した後も引き続き雇用する場合の賃金
助成率	対象経費の10分の10以内
助成金額上限	1助成事業者当たり月額100千円
助成対象期間	毎年3月31日まで（連続する3月を超えない期間）
対象者	以下の全てを満たす企業 (1) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日同定め）による登録を受けていること。 (2) 県税の滞納がないこと。 (3) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。 (4) 過去に本助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、交付決定を受けた取組の実施時期が次年度に及ぶ場合において次年度に助成金の交付を受ける場合は、この限りでない。

